

運営・管理における責任体系

「公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程」により、以下のとおり定められています。

最高管理責任者: **学長**

公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する権限を持つと共に最終責任を負う。

統括管理責任者: **理事(研究担当)**

・最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

コンプライアンス推進責任者: **各所属の長**

・各所属における公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ。
(役割)

- 1) 不正防止計画を実施し、毎事業年度ごとに実施状況を報告する。
- 2) 不正使用の防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 3) 適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善等の指導を行う。